

【表紙】

| | |
|--|------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 平成24年7月26日提出 |
| 【発行者名】 | フィデリティ投信株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表執行役 ジュディー・マリンスキー |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー |
| 【事務連絡者氏名】 | 照沼 加奈子 |
| 【電話番号】 | 03-4560-6000 |
| 【届出の対象とした募集 （売出）内国投資信託受益 証券に係るファンドの名 称】 | フィデリティ・チャイナ・フォーカス・オープン |
| 【届出の対象とした募集 （売出）内国投資信託受益 証券の金額】 | 2兆円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出致しましたので、平成24年1月27日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するとともに、その他の情報について訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

____の部分は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（５）【申込手数料】

<訂正前>

(略)

販売会社によっては「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買付けること）によるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングは、販売会社でお買付いただいた投資信託のうち、販売会社が指定するものとの間で可能です。スイッチングのお取扱い内容は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。

また、販売会社によっては、償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額とします。）で取得する口数については販売会社が別途定める申込手数料率を適用する「償還乗換え」によりファンドの取得申込みの取扱いを行なう場合があります。

「償還乗換え」とは、取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行なった販売会社でファンドの取得申込みを行なう場合をいいます。

さらに、販売会社によっては、販売会社が別途定める申込手数料率を適用する「換金乗換え」によりファンドの取得申込みの取扱いを行なう場合もあります。

「換金乗換え」とは、追加型証券投資信託の信託終了日の1年前以内で販売会社が別に定める期間以降、当該投資信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約代金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社でファンドの取得申込みを行なう場合をいいます。

スイッチング、償還乗換えおよび換金乗換えの取扱い等についての詳細は、販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

(略)

販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買付けること）によるファンドの取得申込みが可能です。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。スイッチングに伴う換金にあたっては、通常の換金と同様に信託財産留保額および税金がかかります。

また、販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

スイッチングおよび償還乗換え優遇措置等の取扱い内容等について、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

～（略）

ファンドの特色

ファンドが主として投資を行なうマザーファンドの特色は以下の通りです。

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

FIL・インベストメント・マネジメント(香港)・リミテッドに、運用の指図に関する権限を委託します。

（略）

（略）

<訂正後>

～（略）

ファンドの特色

ファンドが主として投資を行なうマザーファンドの特色は以下の通りです。

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

マザーファンドの運用にあたっては、FIL・インベストメント・マネジメント(香港)・リミテッドに、運用の指図に関する権限を委託します。

（略）

（略）

（3）【ファンドの仕組み】

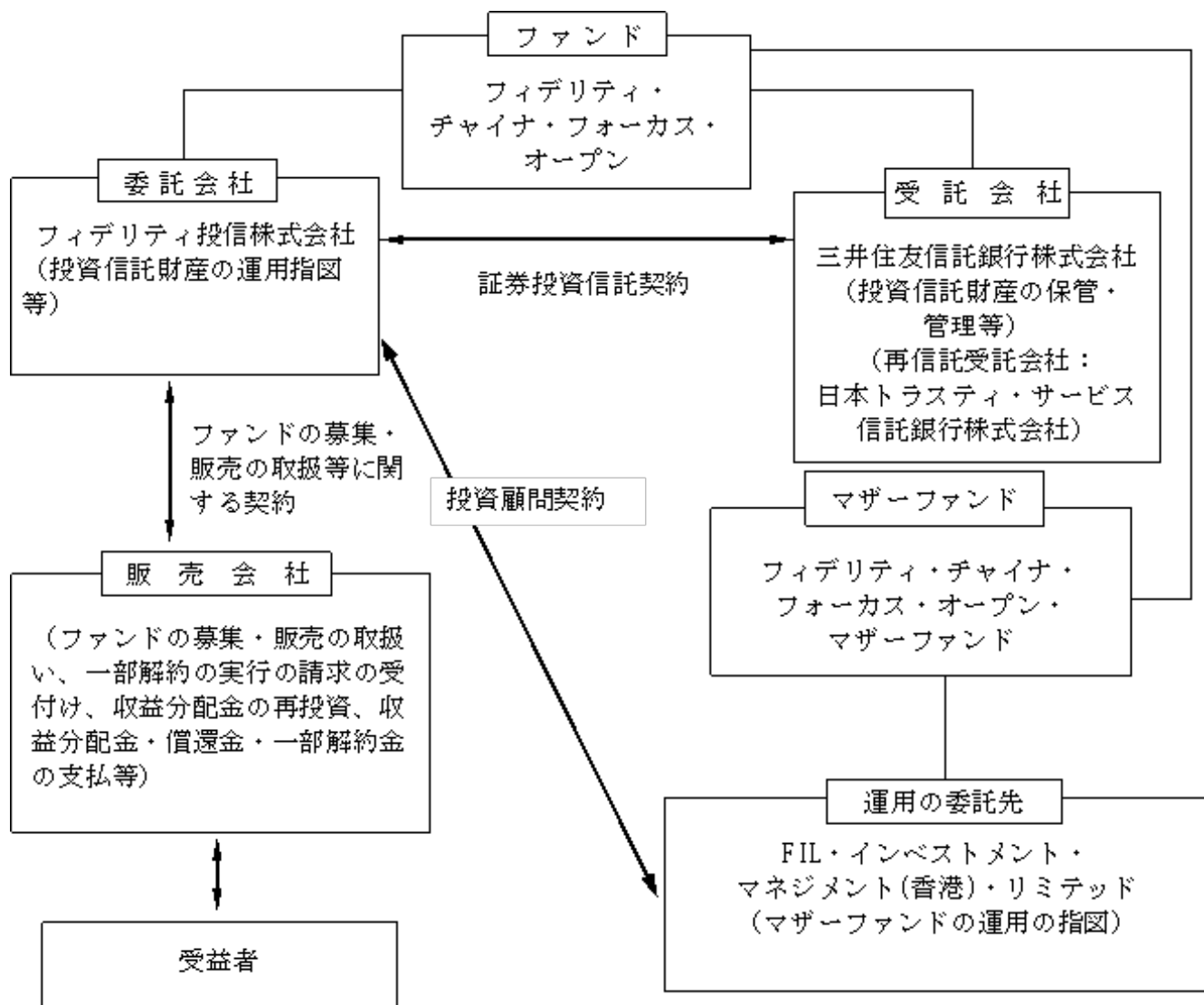
原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格（3）ファンドの仕組み」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

ファンドの仕組み

ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行ないます。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、取得申込者から集めた資金をまとめてベビーファンド（「フィデリティ・チャイナ・フォーカス・オープン」）とし、その資金を主としてマザーファンド（「フィデリティ・チャイナ・フォーカス・オープン・マザーファンド」）に投資して実質的な運用を行なう仕組みです。

ファンドの仕組みは以下の図の通りです。



委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人は以下の通りです。

(a) 委託会社：フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として投資信託財産の運用指図、投資信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成、投資信託財産に組入れた有価証券の議決権等の行使、投資信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。

(b) 受託会社：三井住友信託銀行株式会社

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株

式会社に委託することができます。

(c) 販売会社

ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないません。

(d) 運用の委託先：FIL・インベストメント・マネジメント（香港）・リミテッド（所在地：香港）

委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用の指図を行ないません。

ただし、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

（参考）

FIL・インベストメント・マネジメント（香港）・リミテッドおよびフィデリティ投信株式会社は、FIL Limitedの実質的な子会社です。FIL Limitedは、1969年に設立され、世界の主要な拠点（北米を除く）において個人投資家と機関投資家を対象に投資商品ならびにサービスを提供しています。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

(a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

(b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続等について規定しています。

(c) 運用の委託先と締結している契約

委託会社が運用の委託先に委託する運用の指図に係る業務の内容、運用の委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。

委託会社の概況

(a) 資本金の額 金10億円（2012年5月末日現在）

(b) 沿革

| | |
|-------------|-----------------------------------|
| 1986年11月17日 | フィデリティ投資顧問株式会社設立 |
| 1987年2月20日 | 投資顧問業の登録 |
| 同年6月10日 | 投資一任業務の認可取得 |
| 1995年9月28日 | 社名をフィデリティ投信株式会社に変更 |
| 同年11月10日 | 投資信託委託業務の免許を取得、投資顧問業務と投資信託委託業務を併営 |
| 2007年9月30日 | 金融商品取引業の登録 |

(c) 大株主の状況

（2012年5月末日現在）

| 株主名 | 住所 | 所有 株式数 (株) | 所有 比率 (%) |
|--------------------------------------|------------------------------|------------------|-----------------|
| フィデリティ・ ジャパン・ホール ディングス株式会 社 | 東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー | 20,000 | 100 |

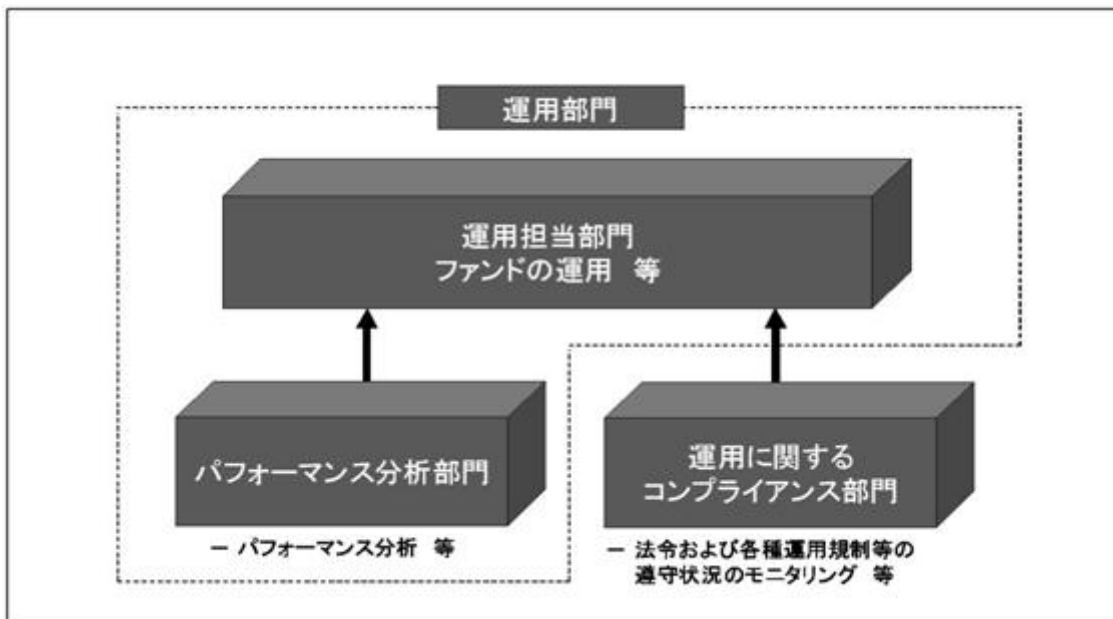
2【投資方針】

（3）【運用体制】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 （3）運用体制」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの運用にあたっては、FIL・インベストメント・マネジメント（香港）・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。



運用の委託先は、運用の指図に関する権限の範囲内において、ポートフォリオの構築を行ないます。運用担当部門では、ファンドの運用等を行ないます。

パフォーマンス分析部門では、ファンドのパフォーマンス分析等を行ないます。

運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドの法令および各種運用規制等の遵守状況のモニタリング等を行ないます。

<ファンドの運用体制に対する管理等>

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら行なう方法と、運用の委託先の運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。

- ・ 運用部門では、部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。
- ・ 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜委託会社における運用に関するコンプライアンス部門にフィードバックしています。

なお、委託会社では、インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティを設置しています。

インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティは、商品開発部門、パフォーマンス分析部門、運用に関するコンプライアンス部門のメンバー等から構成（8名程度）されており、日本株式以外を主たる投資対象とするファンドや外部運用委託を行なっているファンド等の運用が、その投資目的や運用方針に準拠しているかを検証しています。同コミッティは、原則として月次で開催され、必要に応じて適宜開催されます。

ファンドの関係法人である受託会社の管理として、受託会社より原則として年1回、内部統制に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっています。

上記「(3) 運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

< 訂正前 >

(略)

利益の処理方式

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、借入有価証券に係る品借料、投資信託財産保管費用、借入金の利息および融資枠の設定に要する費用、信託事務の諸費用等（投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、立替金利息等を含みます。）、信託報酬（以下、総称して「支出金」といいます。）を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) (略)

(c) (略)

(注) (略)

< 訂正後 >

(略)

利益の処理方式

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、借入有価証券に係る品借料、投資信託財産保管費用、借入金の利息および融資枠の設定に要する費用、信託事務の諸費用等（投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、立替金利息等を含みます。）、信託報酬（以下、総称して「支出金」といいます。）を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) (略)

(c) (略)

(注) (略)

3【投資リスク】

<訂正前>

(1) 投資リスク

(略)

主な変動要因

(略)

その他の変動要因

(略)

(略)

その他の留意点

<ベンチマークに関する留意点>

(略)

<クーリング・オフ>

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

<解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動の可能性>

(略)

<ファミリーファンド方式にかかる留意点>

(略)

(2) 投資リスクの管理体制

投資リスク管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら行なう方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。

(略)

(3) (略)

<訂正後>

(1) 投資リスク

(略)

主な変動要因

(略)

その他の変動要因

(略)

(略)

その他の留意点

<クーリング・オフ>

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

<ベンチマークに関する留意点>

(略)

<解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動の可能性>

(略)

<ファミリーファンド方式にかかる留意点>

(略)

<分配金に関する留意点>

分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(2) 投資リスクの管理体制

投資リスク管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら行なう方法と、運用の委託先の運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が行なう方法を併用し 検証しています。

(略)

(3) (略)

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

<訂正前>

（略）

販売会社によっては「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買付けること）によるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングは、販売会社でお買付いただいた投資信託のうち、販売会社が指定するものとの間で可能です。スイッチングのお取扱い内容は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。

また、販売会社によっては、償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額とします。）で取得する口数については販売会社が別途定める申込手数料率を適用する「償還乗換え」によりファンドの取得申込みの取扱いを行なう場合があります。

「償還乗換え」とは、取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわない追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払を行なった販売会社でファンドの取得申込みを行なっていた場合をいいます。

さらに、販売会社によっては、販売会社が別途定める申込手数料率を適用する「換金乗換え」によりファンドの取得申込みの取扱いを行なう場合もあります。

「換金乗換え」とは、追加型証券投資信託の信託終了日の1年前以内で販売会社が別に定める期間以降、当該投資信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約代金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社でファンドの取得申込みを行なっていた場合をいいます。

スイッチング、償還乗換えおよび換金乗換えの取扱い等についての詳細は、販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

（略）

販売会社によっては、スイッチングによるファンドの取得申込みが可能です。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。スイッチングに伴う換金にあつては、通常の換金と同様に信託財産留保額および税金がかかります。

また、販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

スイッチングおよび償還乗換え優遇措置等の取扱い内容等について、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（４）【その他の手数料等】

<訂正前>

ファンドは以下の費用も負担します。

～ （略）

借入有価証券に係る品貸料

～ （略）

（略）

（略）

<訂正後>

ファンドは以下の費用も負担します。

～ （略）

借入有価証券に係る品借料

～ （略）

（略）

（略）

（５）【課税上の取扱い】

<訂正前>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

１．個別元本について

（略）

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については「３．収益分配金の課税について」をご参照ください。）

２．（略）

３．収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

１．個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、2013年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、2014年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行なうことにより総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象（譲渡所得）となり、2013年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、2014年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を選択した場合は申告不要となります。

２．法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、2013年12月31日までは7%（所得税7%）、2014年1月1日からは15%（所得税15%）の税率により源泉徴収されます。（地方税の源泉徴収はありません。）収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

上記「（5）課税上の取扱い」の記載は、2011年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

（略）

<訂正後>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

1. 個別元本について

（略）

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については「3. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

2. （略）

3. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、2012年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、2013年1月1日から2013年12月31日までは10.147%（所得税（復興特別所得税を含みます。）7.147%および地方税3%）、2014年1月1日以後は20.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行なうことにより総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象（譲渡所得）となり、2012年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、2013年1月1日から2013年12月31日までは10.147%（所得税（復興特別所得税を含みます。）7.147%および地方税3%）、2014年1月1日以後は20.315%（所得税（復興特別所得税を含

みます。) 15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)を選択した場合は申告不要となります。

2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、2012年12月31日までは7%(所得税7%)、2013年1月1日から2013年12月31日までは7.147%(所得税(復興特別所得税を含みます。))、2014年1月1日以後は15.315%(所得税(復興特別所得税を含みます。))、15.315%)の税率により源泉徴収されます。(地方税の源泉徴収はありません。)収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

上記「(5)課税上の取扱い」の記載は、2012年5月末現在のものであるので、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

(略)

5【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

(1)【投資状況】

(2012年5月31日現在)

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|------------------|----|---------------|-------------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 4,342,641,263 | 100.16 |
| 預金・その他の資産(負債控除後) | - | 6,995,512 | 0.16 |
| 合計(純資産総額) | | 4,335,645,751 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) マザーファンドの投資状況

フィデリティ・チャイナ・フォーカス・オープン・マザーファンド

(2012年5月31日現在)

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|------------------|-------------|---------------|---------------|
| 株式 | 中国 | 1,544,865,516 | 35.57 |
| | 香港 | 1,088,038,515 | 25.05 |
| | ケイマン諸島 | 1,006,630,458 | 23.18 |
| | バミューダ | 135,545,881 | 3.12 |
| | ルクセンブルグ | 22,612,746 | 0.52 |
| | ジャージー | 17,216,526 | 0.40 |
| | アメリカ | 15,192,100 | 0.35 |
| | イギリス領バージン諸島 | 14,924,403 | 0.34 |
| | シンガポール | 6,683,172 | 0.15 |
| | 小計 | | 3,851,709,317 |
| オプション証券等 | 中国 | 323,580,881 | 7.45 |
| | 小計 | 323,580,881 | 7.45 |
| 投資証券 | 香港 | 22,490,524 | 0.52 |
| | 小計 | 22,490,524 | 0.52 |
| 預金・その他の資産(負債控除後) | - | 144,837,192 | 3.34 |
| 合計(純資産総額) | | 4,342,617,914 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

(2012年5月31日現在)

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|------------|----|-------------|-------------|
| 為替予約取引(買建) | 日本 | 13,856,033 | 0.32 |
| 為替予約取引(売建) | 日本 | 13,289,764 | 0.31 |

(注) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2012年5月31日現在)

| 順位 | 種類 | 銘柄名 | 国名 | 数量 (口数) | 帳簿価 額単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|-------------------|--|----|---------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1 | 親投資 信託受 益証券 | フィデリティ・チャ イナ・フォーカス・ オープン・マザー ファンド | 日本 | 1,770,988,648 | 2.5744 | 4,559,362,598 | 2.4521 | 4,342,641,263 | 100.16 |

種類別投資比率

(2012年5月31日現在)

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 100.16 |

(参考) マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

フィデリティ・チャイナ・フォーカス・オープン・マザーファンド

(2012年5月31日現在)

| 順位 | 銘柄名 | 通貨 地域 | 種類 業種 | 数量 | 簿価単価(円) 簿価金額(円) | 評価単価(円) 時価金額(円) | 投資 比率 (%) |
|----|--------------------------------------|-------------------|-----------------------------|-----------|--------------------------|-------------------------|-----------------|
| 1 | TENCENT HOLDINGS LTD | 香港・ドル ケイマン諸島 | 株式 ソフトウェア・サービス | 112,500 | 1,899.92 213,741,000 | 2,188.46 246,202,200 | 5.67 |
| 2 | INDUSTRIAL & COM BK OF CHINA H | 香港・ドル 中国 | 株式 銀行 | 5,174,445 | 51.00 263,913,253 | 47.24 244,461,479 | 5.63 |
| 3 | PING AN INSURANCE GROUP CO-H | 香港・ドル 中国 | 株式 保険 | 416,500 | 601.92 250,703,659 | 586.23 244,165,628 | 5.62 |
| 4 | CHINA OVERSEAS LAND & INVEST | 香港・ドル 香港 | 株式 不動産 | 1,352,000 | 152.40 206,052,714 | 172.11 232,693,260 | 5.36 |
| 5 | CNOOC LTD | 香港・ドル 香港 | 株式 エネルギー | 1,477,000 | 155.85 230,196,948 | 144.27 213,089,744 | 4.91 |
| 6 | BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS LTD | 香港・ドル 香港 | 株式 小売 | 1,582,000 | 159.56 252,431,748 | 129.24 204,450,086 | 4.71 |
| 7 | CHINA MOBILE LTD | 香港・ドル 香港 | 株式 電気通信サービス | 220,500 | 758.44 167,236,902 | 804.16 177,318,162 | 4.08 |
| 8 | YANTAI CHANGYU PIONEER WINE B | 香港・ドル 中国 | 株式 食品・飲料・タバコ | 190,414 | 888.28 169,142,623 | 763.02 145,288,928 | 3.35 |
| 9 | PETROCHINA CO LTD-H | 香港・ドル 中国 | 株式 エネルギー | 1,366,000 | 102.42 139,916,832 | 100.38 137,120,172 | 3.16 |
| 10 | BAIDU INC ADR | アメリカ・ドル ケイマン諸島 | 株式 ソフトウェア・サービス | 13,400 | 10,934.22 146,518,577 | 9,325.19 124,957,508 | 2.88 |
| 11 | CHINA PETROL & CHEM CORP CL H | 香港・ドル 中国 | 株式 エネルギー | 1,481,000 | 79.50 117,743,537 | 71.63 106,081,068 | 2.44 |
| 12 | CHINA CONSTRUCTION BANK-H | 香港・ドル 中国 | 株式 銀行 | 1,968,581 | 59.43 117,004,580 | 53.34 105,004,110 | 2.42 |
| 13 | HENGAN INTERNATIONAL GROUP CO LTD | 香港・ドル ケイマン諸島 | 株式 家庭用品・ パーソナル用品 | 132,500 | 704.20 93,306,950 | 755.90 100,157,280 | 2.31 |
| 14 | CHINA MERCHANTS BANK CO LTD H | 香港・ドル 中国 | 株式 銀行 | 603,867 | 167.99 101,443,699 | 150.77 91,047,684 | 2.10 |
| 15 | SINA CORP | アメリカ・ドル ケイマン諸島 | 株式 ソフトウェア・サービス | 17,350 | 4,603.09 79,863,635 | 4,284.57 74,337,233 | 1.71 |
| 16 | BANK OF CHINA HONG KONG HOLDINGS LTD | 香港・ドル 香港 | 株式 銀行 | 308,000 | 208.17 64,118,781 | 229.11 70,565,264 | 1.62 |
| 17 | LENOVO GROUP LTD | 香港・ドル 香港 | 株式 テクノロジー・ ハードウェア及び機器 | 1,016,000 | 55.47 56,361,177 | 66.75 67,819,219 | 1.56 |
| 18 | CHINA VANKE CO LTD B | 香港・ドル 中国 | 株式 不動産 | 666,941 | 88.91 59,298,098 | 101.09 67,422,399 | 1.55 |

| | | | | | | | |
|----|------------------------------------|-------------------|----------------------------------|-----------|----------------------|----------------------|------|
| 19 | SAIC MOTOR COR A(UBS)(ELN)9/14 | アメリカ・ド ル 中国 | オプション証券 - | 286,973 | 193.34 55,484,696 | 195.56 56,121,518 | 1.29 |
| 20 | CHINA UNICOM (HONG KONG) LTD | 香港・ドル 香港 | 株式 電気通信サービス | 470,000 | 162.16 76,217,915 | 111.35 52,336,192 | 1.21 |
| 21 | LI NING CO LTD | 香港・ドル ケイマン諸島 | 株式 耐久消費財・アパレル | 726,500 | 74.43 54,080,317 | 62.69 45,542,250 | 1.05 |
| 22 | ZHUHAI GREE ELEC(UBS)(ELN)7/14 | アメリカ・ド ル 中国 | オプション証券 - | 160,856 | 249.89 40,196,733 | 277.40 44,622,065 | 1.03 |
| 23 | CHINA PACIFIC INS(GRP) CO LTD H | 香港・ドル 中国 | 株式 保険 | 181,000 | 247.33 44,767,060 | 233.17 42,204,132 | 0.97 |
| 24 | CHINA RESOURCES CEMENT HLD LTD | 香港・ドル ケイマン諸島 | 株式 素材 | 712,000 | 63.66 45,331,777 | 58.42 41,595,040 | 0.96 |
| 25 | CHINA LIFE INSURANCE CO-H | 香港・ドル 中国 | 株式 保険 | 219,000 | 202.99 44,456,299 | 185.52 40,629,230 | 0.94 |
| 26 | SINO BIOPHARMACEUTICAL LTD | 香港・ドル ケイマン諸島 | 株式 医薬品・バイオテクノロ ジー・ライフサイエンス | 1,704,000 | 24.09 41,058,092 | 23.77 40,511,577 | 0.93 |
| 27 | CHINA SHENHUA ENERGY CO - H | 香港・ドル 中国 | 株式 エネルギー | 139,500 | 365.50 50,988,550 | 289.05 40,322,754 | 0.93 |
| 28 | LEE & MAN PAPER MANU TEMP 1/10 | 香港・ドル ケイマン諸島 | 株式 素材 | 916,000 | 35.97 32,955,199 | 34.54 31,642,304 | 0.73 |
| 29 | GUANGSHEN RAILWAY CO LTD H | 香港・ドル 中国 | 株式 運輸 | 1,218,000 | 27.79 33,851,519 | 25.81 31,432,195 | 0.72 |
| 30 | DONGFANG ELECTRICAL CORP LTD | 香港・ドル 中国 | 株式 資本財 | 167,200 | 251.47 42,047,191 | 185.93 31,087,161 | 0.72 |

（参考）マザーファンドの種類別および業種別投資比率

フィデリティ・チャイナ・フォーカス・オープン・マザーファンド

（2012年5月31日現在）

| 種類 | 国内/外国 | 業種 | 投資比率 (%) |
|-------------|-------|------------------------|-------------|
| 株式 | 外国 | エネルギー | 11.92 |
| | | 素材 | 3.14 |
| | | 資本財 | 1.76 |
| | | 商業・専門サービス | 0.45 |
| | | 運輸 | 1.65 |
| | | 自動車・自動車部品 | 0.58 |
| | | 耐久消費財・アパレル | 2.56 |
| | | 消費者サービス | 1.12 |
| | | 小売 | 4.87 |
| | | 食品・飲料・タバコ | 5.35 |
| | | 家庭用品・パーソナル用品 | 2.35 |
| | | ヘルスケア機器・サービス | 0.93 |
| | | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 2.20 |
| | | 銀行 | 12.10 |
| | | 各種金融 | 0.51 |
| | | 保険 | 7.53 |
| | | 不動産 | 7.93 |
| | | ソフトウェア・サービス | 10.99 |
| | | テクノロジー・ハードウェア及び機器 | 2.86 |
| | | 電気通信サービス | 5.29 |
| 公益事業 | 2.63 | | |
| | 小計 | | 88.70 |
| オプション証券等 | 外国 | - | 7.45 |
| | 小計 | | 7.45 |
| 投資証券 | 外国 | - | 0.52 |
| | 小計 | | 0.52 |
| 合計（対純資産総額比） | | | 96.66 |

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) マザーファンドの投資状況

フィデリティ・チャイナ・フォーカス・オープン・マザーファンド

(2012年5月31日現在)

| 種類 | 名称等 | 買建/売建 | 数量 | 簿価金額 (円) | 時価金額 (円) | 投資比率 (%) |
|--------|---------|-------|-----------|-------------|-------------|-------------|
| 為替予約取引 | 香港・ドル | 買建 | 1,277,930 | 13,056,602 | 12,983,778 | 0.30 |
| | アメリカ・ドル | 買建 | 11,053 | 876,129 | 872,255 | 0.02 |
| | 香港・ドル | 売建 | 29,491 | 299,633 | 299,633 | 0.01 |
| | アメリカ・ドル | 売建 | 164,619 | 13,056,602 | 12,990,131 | 0.30 |

(注1) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2012年5月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

| 期 | 年月日 | 純資産総額 (百万円) (分配落) | 純資産総額 (百万円) (分配付) | 1口当たり純資産額 (円) (分配落) | 1口当たり純資産額 (円) (分配付) |
|----|---------------|-------------------------|-------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 1期 | (2005年10月31日) | 1,684 | 1,684 | 1.1511 | 1.1511 |
| 2期 | (2006年10月31日) | 5,257 | 5,257 | 1.9796 | 1.9796 |
| 3期 | (2007年10月31日) | 14,260 | 14,260 | 4.9398 | 4.9398 |
| 4期 | (2008年10月31日) | 3,418 | 3,418 | 1.5868 | 1.5868 |
| 5期 | (2009年11月2日) | 7,389 | 7,389 | 2.6695 | 2.6695 |
| 6期 | (2010年11月1日) | 7,274 | 7,274 | 2.7746 | 2.7746 |
| 7期 | (2011年10月31日) | 4,782 | 4,782 | 2.2726 | 2.2726 |
| | 2011年5月末日 | 6,139 | - | 2.7522 | - |
| | 2011年6月末日 | 5,831 | - | 2.6472 | - |
| | 2011年7月末日 | 5,659 | - | 2.5880 | - |
| | 2011年8月末日 | 4,911 | - | 2.2872 | - |
| | 2011年9月末日 | 4,242 | - | 1.9949 | - |
| | 2011年10月末日 | 4,782 | - | 2.2726 | - |
| | 2011年11月末日 | 4,389 | - | 2.1220 | - |
| | 2011年12月末日 | 4,125 | - | 2.0465 | - |
| | 2012年1月末日 | 4,371 | - | 2.1729 | - |
| | 2012年2月末日 | 4,905 | - | 2.4574 | - |
| | 2012年3月末日 | 4,783 | - | 2.3713 | - |
| | 2012年4月末日 | 4,827 | - | 2.4025 | - |
| | 2012年5月末日 | 4,335 | - | 2.1459 | - |

【分配の推移】

| 期 | 1口当たりの分配金(円) |
|-----|--------------|
| 第1期 | 0.0000 |
| 第2期 | 0.0000 |
| 第3期 | 0.0000 |
| 第4期 | 0.0000 |
| 第5期 | 0.0000 |
| 第6期 | 0.0000 |
| 第7期 | 0.0000 |

【収益率の推移】

| 期 | 収益率(%) |
|-----------------------------------|--------|
| 第1期 | 15.1 |
| 第2期 | 72.0 |
| 第3期 | 149.5 |
| 第4期 | 67.9 |
| 第5期 | 68.2 |
| 第6期 | 3.9 |
| 第7期 | 18.1 |
| 第8期中 自 2011年11月1日 至 2012年4月30日 | 5.7 |

(注) 収益率とは、各計算期間末（又は当中間期末）の基準価額（分配付）から前計算期間末の基準価額（分配落）を控除した額を前計算期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

| 期 | 設定数量 (口) | 解約数量 (口) | 発行済数量 (口) |
|--------------------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 第1期 | 1,871,381,889 | 407,587,076 | 1,463,794,813 |
| 第2期 | 2,026,573,198 | 834,793,776 | 2,655,574,235 |
| 第3期 | 3,926,300,171 | 3,695,012,365 | 2,886,862,041 |
| 第4期 | 1,506,677,370 | 2,238,835,549 | 2,154,703,862 |
| 第5期 | 1,842,480,941 | 1,229,104,310 | 2,768,080,493 |
| 第6期 | 1,016,011,910 | 1,162,088,053 | 2,622,004,350 |
| 第7期 | 349,134,679 | 866,855,766 | 2,104,283,263 |
| 第8期中 自 2011年11月1日 至 2012年4月30日 | 139,534,654 | 233,318,764 | 2,010,499,153 |

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

< 参考情報 >

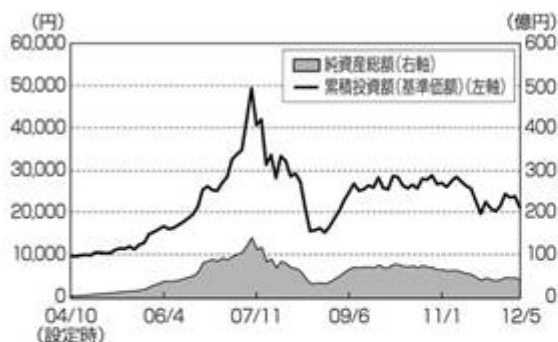
(2012年5月31日現在)

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。

※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保障するものではありません。

※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。

基準価額・純資産の推移



※累積投資額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの収益分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および収益分配金にかかる税金は考慮していません。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

主要な資産の状況 (マザーファンド)

資産別組入状況

| | |
|---------------|-------|
| 株式* | 96.1% |
| 新株予約権証券(ワラント) | - |
| 投資信託・投資証券 | 0.5% |
| 現金・その他 | 3.3% |

※株式には、株式と実質的に近い値動きをする株式関連金融商品を含みます。

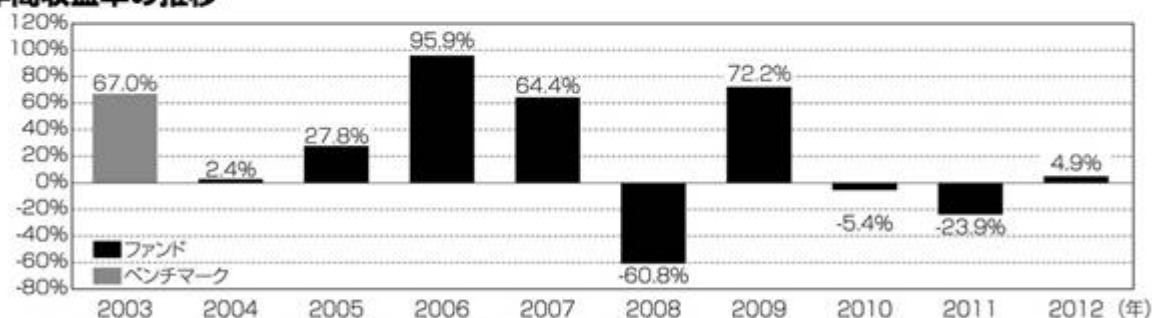
投資対象別組入状況

| | |
|--------|-------|
| A株* | - |
| B株* | 4.9% |
| H株 | 29.7% |
| レッドチップ | 20.4% |
| その他HK株 | 26.4% |
| その他株式 | 15.3% |

※A株については上海A株と深センA株、B株については上海B株と深センB株を合算したものです。

注) A株およびその他株式には、株式と実質的に近い値動きをする株式関連金融商品を含みます。

年間収益率の推移



※当ファンドのベンチマークは、MSCI チャイナ・インデックス(税引前配当金込/円ベース)です。

※ベンチマークの情報はあくまで参考情報としての記載であり、当ファンドの運用実績ではありません。

※ファンドの収益率は、収益分配金(税込)を再投資したものとみなして算出しています。

※2004年は当初設定日(2004年10月20日)以降2004年末までの実績、2012年は年初以降5月末までの実績となります。

*各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

*業種はMSCI/S&P GICSに準じて表示しています。

※MSCI/S&P GICSとは、スタンダード&プアーズがMSCI Incと共同で作成した世界産業分類基準(Global Industry Classification Standard=GICS)です。

| | |
|-------|---------|
| 基準価額 | 21.459円 |
| 純資産総額 | 43.4億円 |

分配の推移

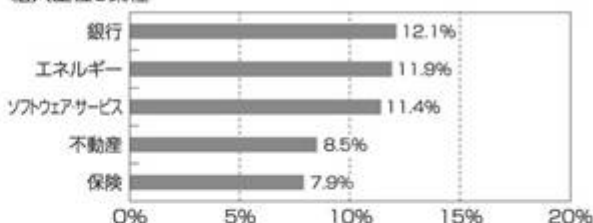
| 決算期 | 分配金(1万円当たり/税込) |
|-----------|----------------|
| 2007年 10月 | 0円 |
| 2008年 10月 | 0円 |
| 2009年 11月 | 0円 |
| 2010年 11月 | 0円 |
| 2011年 10月 | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 |

組入上位10銘柄

| 銘柄 | 国* | 業種 | 比率 |
|----------------------------------|------------|------------|------|
| 1 TENCENT HOLDINGS LTD | ケイマン諸島(英領) | ソフトウェアサービス | 5.7% |
| 2 INDUSTRIAL & COM BK OF CHINA H | 中国 | 銀行 | 5.6% |
| 3 PING AN INSURANCE GROUP CO H | 中国 | 保険 | 5.6% |
| 4 CHINA OVERSEAS LAND & INVEST | 香港 | 不動産 | 5.4% |
| 5 CNOOC LTD | 香港 | エネルギー | 4.9% |
| 6 BELLE INTERNATION HOLDINGS LTD | 香港 | 小売 | 4.7% |
| 7 CHINA MOBILE LTD | 香港 | 電気通信サービス | 4.1% |
| 8 YANTAI CHANGYU PIONEER WINE B | 中国 | 食品・飲料・タバコ | 3.3% |
| 9 PETROCHINA CO LTD-H | 中国 | エネルギー | 3.2% |
| 10 BAIDU INC ADR | ケイマン諸島(英領) | ソフトウェアサービス | 2.9% |

(※発行体の国籍ベース)

組入上位5業種



第3【ファンドの経理状況】

< 訂正前 >

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間（平成21年11月3日から平成22年11月1日まで）、および第7期計算期間（平成22年11月2日から平成23年10月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

< 訂正後 >

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間（平成21年11月3日から平成22年11月1日まで）、および第7期計算期間（平成22年11月2日から平成23年10月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3、第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期中間計算期間（平成23年11月1日から平成24年4月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

なお、財務諸表および中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

1 【財務諸表】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」の末尾に、以下の記載内容を追加いたします。

<追加内容>

中間財務諸表

【フィデリティ・チャイナ・フォーカス・オープン】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

| | | 第8期中間計算期間 平成24年4月30日現在 |
|-----------------|--|---------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | | 38,783 |
| 金銭信託 | | 4,785,109 |
| 親投資信託受益証券 | | 4,826,081,400 |
| 未収入金 | | 63,519,006 |
| 流動資産合計 | | 4,894,424,298 |
| 資産合計 | | 4,894,424,298 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | | 21,875,145 |
| 未払受託者報酬 | | 2,391,935 |
| 未払委託者報酬 | | 39,467,798 |
| その他未払費用 | | 1,215,079 |
| 流動負債合計 | | 64,949,957 |
| 負債合計 | | 64,949,957 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | | 2,010,499,153 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | | 2,818,975,188 |
| (分配準備積立金) | | 747,142,171 |
| 元本等合計 | | 4,829,474,341 |
| 純資産合計 | | 4,829,474,341 |
| 負債純資産合計 | | 4,894,424,298 |

（ 2 ）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第 8 期中間計算期間 自 平成23年11月 1 日 至 平成24年 4 月30日 |
|---|---|
| 営業収益 | |
| 受取利息 | 147 |
| 有価証券売買等損益 | 283,921,095 |
| 営業収益合計 | 283,921,242 |
| 営業費用 | |
| 受託者報酬 | 2,391,935 |
| 委託者報酬 | 39,467,798 |
| その他費用 | 1,215,079 |
| 営業費用合計 | 43,074,812 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 240,846,430 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 240,846,430 |
| 中間純利益又は中間純損失（ ） | 240,846,430 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ） | 8,649,960 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 2,677,944,351 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 187,094,290 |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 187,094,290 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 295,559,843 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 295,559,843 |
| 分配金 | - |
| 中間剰余金又は中間欠損金（ ） | 2,818,975,188 |

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-----------------|--|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
|-----------------|--|

(追加情報)

当中間計算期間の期首以後に行なわれる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 第8期中間計算期間 平成24年4月30日現在 |
|--------------|---------------------------|
| 1. 元本の推移 | |
| 期首元本額 | 2,104,283,263 円 |
| 期中追加設定元本額 | 139,534,654 円 |
| 期中一部解約元本額 | 233,318,764 円 |
| 2. 受益権の総数 | 2,010,499,153 口 |
| 3. 1口当たり純資産額 | 2.4021 円 |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

| |
|---|
| <p style="text-align: center;">第8期中間計算期間 自 平成23年11月1日 至 平成24年4月30日</p> |
| <p>信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.35%以内の額</p> |

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

| | |
|---------------------------|---|
| 1．中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 中間貸借対照表計上額は中間計算期末の時価で計上しているため、その差額はありません。 |
| 2．時価の算定方法 | （１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 |
| 3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（参考情報）

ファンドは、「フィデリティ・チャイナ・フォーカス・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・チャイナ・フォーカス・オープン・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

| 区 分 | 平成24年 4月30日現在 |
|-------------|---------------|
| | 金額(円) |
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 預金 | 184,010,169 |
| 株式 | 4,340,776,652 |
| 投資証券 | 24,099,768 |
| オプション証券等 | 323,503,195 |
| 派生商品評価勘定 | 170,632 |
| 未収入金 | 37,164,957 |
| 未収配当金 | 1,261,736 |
| 流動資産合計 | 4,910,987,109 |
| 資産合計 | 4,910,987,109 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 派生商品評価勘定 | 62,533 |
| 未払金 | 21,306,250 |
| 未払解約金 | 63,519,006 |
| 流動負債合計 | 84,887,789 |
| 負債合計 | 84,887,789 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 1,761,086,484 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金（ ） | 3,065,012,836 |
| 元本等合計 | 4,826,099,320 |
| 純資産合計 | 4,826,099,320 |
| 負債純資産合計 | 4,910,987,109 |

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|----------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式、投資証券、オプション証券等 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 |
| 2. デリバティブの評価基準及び評価方法 | 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 |

(追加情報)

当計算期間の期首以後に行なわれる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 平成24年4月30日現在 |
|---|--|
| 1. 元本の推移 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額 | 1,860,096,151 円 80,551,112 円 179,560,779 円 |
| 2. 期末元本額及びその内訳 フィデリティ・チャイナ・フォーカス・オープン 計 | 1,761,086,484 円 1,761,086,484 円 |
| 3. 受益権の総数 | 1,761,086,484 口 |
| 4. 1口当たり純資産額 | 2.7404 円 |

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

| | |
|----------------------------|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | <p>(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。</p> <p>当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> |

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（平成24年4月30日現在）

| 種 類 | 契約額等(円) | | 時価(円) | 評価損益(円) |
|---------------------------|------------|-------|------------|---------|
| | | うち1年超 | | |
| 市場取引以外の取引 為替予約取引 売建 | | | | |
| 香港・ドル | 8,957,619 | - | 8,957,619 | - |
| アメリカ・ドル 買建 | 63,519,006 | - | 63,413,296 | 105,710 |
| アメリカ・ドル | 8,957,619 | - | 8,960,008 | 2,389 |
| 合 計 | 81,434,244 | - | 81,330,923 | 108,099 |

（注1）時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

(注2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されていません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況 純資産額計算書」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

【純資産額計算書】

(2012年5月31日現在)

| 種 類 | 金 額 | 単 位 |
|-----------------|---------------|-----|
| 資産総額 | 4,348,115,589 | 円 |
| 負債総額 | 12,469,838 | 円 |
| 純資産総額(-) | 4,335,645,751 | 円 |
| 発行済数量 | 2,020,414,079 | 口 |
| 1単位当たり純資産額(/) | 2.1459 | 円 |

(参考) マザーファンドの純資産額計算書

フィデリティ・チャイナ・フォーカス・オープン・マザーファンド

(2012年5月31日現在)

| 種 類 | 金 額 | 単 位 |
|-----------------|---------------|-----|
| 資産総額 | 4,376,369,223 | 円 |
| 負債総額 | 33,751,309 | 円 |
| 純資産総額(-) | 4,342,617,914 | 円 |
| 発行済数量 | 1,770,988,648 | 口 |
| 1単位当たり純資産額(/) | 2.4521 | 円 |

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

< 訂正前 >

(1) 資本金等

(2011年11月末日現在)

| | |
|-------------------|-------------|
| 資本金の額 | 金10億円 |
| 発行する株式の総数 | 80,000株 |
| 発行済株式総数 | 20,000株 |
| 最近5年間における資本金の額の増減 | 該当事項はありません。 |

(2) (略)

< 訂正後 >

(1) 資本金等

(2012年5月末日現在)

| | |
|-------------------|-------------|
| 資本金の額 | 金10億円 |
| 発行する株式の総数 | 80,000株 |
| 発行済株式総数 | 20,000株 |
| 最近5年間における資本金の額の増減 | 該当事項はありません。 |

(2) (略)

2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

(略)

2011年11月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託135本、親投資信託54本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額2,076,081,497,035円です。

<訂正後>

(略)

2012年5月31日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託138本、親投資信託56本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額2,052,126,082,608円です。

3【委託会社等の経理状況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

当社の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

当社は財務諸表の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。

具体的には、企業会計基準及び同適用指針、日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公開情報、各種関係諸法令の改廃に応じて、当社として必要な対応を適時に協議しております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

| | 第25期 （平成23年3月31日） | 第26期 （平成24年3月31日） |
|--------------|----------------------|----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 644,171 | 414,307 |
| 立替金 | 178,789 | 178,632 |
| 前払費用 | 132,962 | 134,826 |
| 未収委託者報酬 | 4,323,737 | 3,608,767 |
| 未収収益 | 710,807 | 551,604 |
| 未収入金 | * 1 2,400,799 | 626,527 |
| 繰延税金資産 | 1,350,000 | 1,198,455 |
| 流動資産合計 | 9,741,268 | 6,713,120 |
| 固定資産 | | |
| 無形固定資産 | | |
| 電話加入権 | 7,487 | 7,487 |
| 無形固定資産合計 | 7,487 | 7,487 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 606,060 | 989,129 |
| 長期貸付金 | * 1 9,397,000 | 11,466,000 |
| 長期差入保証金 | 213,373 | 143,331 |
| 会員預託金 | 1,230 | 1,030 |
| 投資その他の資産合計 | 10,217,663 | 12,599,490 |
| 固定資産合計 | 10,225,150 | 12,606,977 |
| 資産合計 | 19,966,419 | 19,320,098 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 3,354 | 1,883 |
| 未払金 | * 1 | |
| 未払手数料 | 1,851,483 | 1,537,315 |
| その他未払金 | 1,624,041 | 944,060 |
| 未払費用 | 1,439,596 | 993,613 |
| 未払法人税等 | 292,188 | 80,118 |
| 未払消費税等 | 261,774 | 125,882 |
| 賞与引当金 | 2,619,301 | 2,250,852 |
| その他流動負債 | - | 31,605 |
| 流動負債合計 | 8,091,739 | 5,965,331 |
| 固定負債 | | |
| 長期賞与引当金 | 199,767 | 111,943 |
| 退職給付引当金 | 4,676,483 | 4,900,549 |
| 関係会社引当金 | 298,678 | 1,017,255 |
| 繰延税金負債 | 7,072 | 35,453 |
| 固定負債合計 | 5,182,001 | 6,065,202 |
| 負債合計 | 13,273,740 | 12,030,534 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 5,682,470 | 6,225,540 |
| 利益剰余金合計 | 5,682,470 | 6,225,540 |
| 株主資本合計 | 6,682,470 | 7,225,540 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 10,207 | 64,023 |
| 評価・換算差額等合計 | 10,207 | 64,023 |
| 純資産合計 | 6,692,678 | 7,289,564 |
| 負債純資産合計 | 19,966,419 | 19,320,098 |

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

| | 第25期 （自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日） | 第26期 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日） |
|--------------------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 26,148,690 | 27,120,569 |
| その他営業収益 | 6,037,259 | 3,969,358 |
| 営業収益計 | 32,185,949 | 31,089,927 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 11,876,887 | 12,373,051 |
| 広告宣伝費 | 1,096,380 | 733,745 |
| 公告料 | 780 | - |
| 調査費 | | |
| 調査費 | 426,713 | 416,155 |
| 委託調査費 | 4,477,290 | 5,138,531 |
| 営業雑経費 | | |
| 通信費 | 47,307 | 40,901 |
| 印刷費 | 76,759 | 53,035 |
| 協会費 | 20,022 | 28,950 |
| 諸会費 | 6,594 | 7,389 |
| 営業費用計 | 18,028,737 | 18,791,762 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | | |
| 給料・手当 | 3,474,973 | 3,169,469 |
| 賞与 | 3,118,068 | 1,995,958 |
| 福利厚生費 | 949,332 | 752,276 |
| 交際費 | 30,441 | 29,381 |
| 旅費交通費 | 221,902 | 206,717 |
| 租税公課 | 65,206 | 62,099 |
| 弁護士報酬 | 9,363 | 9,860 |
| 不動産賃貸料・共益費 | 507,846 | 519,096 |
| 退職給付費用 | 565,006 | 630,143 |
| 消耗器具備品費 | 59,882 | 50,133 |
| 事務委託費 | 3,387,693 | 3,031,558 |
| 諸経費 | 295,531 | 318,269 |
| 一般管理費計 | 12,685,248 | 10,774,963 |
| 営業利益 | 1,471,963 | 1,523,201 |
| 営業外収益 | * 1 | |
| 受取利息 | 64,747 | 69,296 |
| 保険配当金 | 11,932 | 11,946 |
| 雑益 | 10,304 | 55 |
| 営業外収益計 | 86,983 | 81,298 |
| 営業外費用 | | |
| 寄付金 | 658 | 1,460 |
| 為替差損 | 2,371 | 102,563 |
| 営業外費用計 | 3,029 | 104,024 |
| 経常利益 | 1,555,917 | 1,500,475 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 604 | - |
| 特別利益計 | 604 | - |
| 特別損失 | | |
| 特別退職金 | 65,742 | 200,450 |
| 事務過誤損失 | 919 | 718 |
| 資産除去債務会計基準適用に伴う影響額 | 277,377 | - |
| 過年度退職給付引当金繰入 | 112,019 | - |
| その他特別損失 | 20,372 | - |
| 特別損失計 | 476,432 | 201,168 |
| 税引前当期純利益 | 1,080,089 | 1,299,307 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,014,154 | 604,564 |

| | | |
|---------|---------|---------|
| 法人税等調整額 | 66,047 | 151,672 |
| 法人税等合計 | 948,106 | 756,237 |
| 当期純利益 | 131,983 | 543,070 |

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

| | 第25期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日) | 第26期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) |
|---------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 当期首残高 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | | |
| 当期末残高 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 5,550,487 | 5,682,470 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純利益 | 131,983 | 543,070 |
| 当期変動額合計 | 131,983 | 543,070 |
| 当期末残高 | 5,682,470 | 6,225,540 |
| 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 6,550,487 | 6,682,470 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純利益 | 131,983 | 543,070 |
| 当期変動額合計 | 131,983 | 543,070 |
| 当期末残高 | 6,682,470 | 7,225,540 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 当期首残高 | 453 | 10,207 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 9,753 | 53,815 |
| 当期変動額合計 | 9,753 | 53,815 |
| 当期末残高 | 10,207 | 64,023 |
| 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 453 | 10,207 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 9,753 | 53,815 |
| 当期変動額合計 | 9,753 | 53,815 |
| 当期末残高 | 10,207 | 64,023 |
| 純資産合計 | | |
| 当期首残高 | 6,550,941 | 6,692,678 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純利益 | 131,983 | 543,070 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 9,753 | 53,815 |
| 当期変動額合計 | 141,736 | 596,886 |
| 当期末残高 | 6,692,678 | 7,289,564 |

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。

(3) 賞与引当金、長期賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(4) 関係会社引当金

親会社により負担された当社のインセンティブ・シェア・プランによる業績連動型特別賞与について、将来親会社に対し支払いを行う可能性が高いため、親会社との契約に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

*1 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。

| | 第25期 (平成23年3月31日) | | 第26期 (平成24年3月31日) | |
|--------|----------------------|----|----------------------|----|
| 未収入金 | 2,086,038 | 千円 | 527,772 | 千円 |
| その他未払金 | 1,196,884 | 千円 | 686,666 | 千円 |
| 長期貸付金 | 9,397,000 | 千円 | 11,466,000 | 千円 |

（損益計算書関係）

*1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

| | 第25期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日) | | 第26期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日) | |
|-----------------|--|----|--|----|
| 関係会社からの 受取利息 | 64,747 | 千円 | 69,296 | 千円 |

（株主資本変動計算書関係）

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-------|------------|------------|------------|-----------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 20,000株 | - | - | 20,000株 |
| 合計 | 20,000株 | - | - | 20,000株 |

第26期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-------|------------|------------|------------|-----------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 20,000株 | - | - | 20,000株 |
| 合計 | 20,000株 | - | - | 20,000株 |

(リース取引関係)

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。また、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

預金は、銀行の信用リスクに晒されておりますが、預金に関しては数行に分散して預入しており、リスクの軽減を図っております。営業債権である未収委託者報酬および未収収益、未収入金については、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。未収入金およびその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。

未収委託者報酬及び未収収益は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。

また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注2）参照）

第25期（平成23年3月31日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 644,171 | 644,171 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 4,323,737 | 4,323,737 | - |
| (3) 未収入金 | 2,400,799 | 2,400,799 | - |
| (4) 投資有価証券 | 604,298 | 604,298 | - |
| (5) 長期貸付金 | 9,397,000 | 9,397,000 | - |
| 資産計 | 17,370,007 | 17,370,007 | - |
| (1) 未払手数料 | 1,851,483 | 1,851,483 | - |
| (2) その他未払金 | 1,624,041 | 1,624,041 | - |
| 負債計 | 3,475,524 | 3,475,524 | - |

第26期(平成24年3月31日)

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 414,307 | 414,307 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 3,608,767 | 3,608,767 | - |
| (3) 未収入金 | 626,527 | 626,527 | - |
| (4) 投資有価証券 | 987,367 | 987,367 | - |
| (5) 長期貸付金 | 11,466,000 | 11,466,000 | - |
| 資産計 | 17,102,970 | 17,102,970 | - |
| (1) 未払手数料 | 1,537,315 | 1,537,315 | - |
| (2) その他未払金 | 944,060 | 944,060 | - |
| 負債計 | 2,481,375 | 2,481,375 | - |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価について、当社が算定し、公表している基準価額によっております。

(5) 長期貸付金

変動金利によるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、(2) 未払金

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 第25期 (平成23年3月31日) | 第26期 (平成24年3月31日) |
|-------|----------------------|----------------------|
| 非上場株式 | 1,761 | 1,761 |

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第25期(平成23年3月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超5年以内 (千円) | 5年超10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|---------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 644,171 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 4,323,737 | - | - | - |
| 未収入金 | 2,400,799 | - | - | - |
| 合計 | 7,368,708 | - | - | - |

金銭債権のうち長期貸付金(9,397,000千円)については、契約上返済期限の定めがないため、上記に含めておりません。

第26期(平成24年3月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超5年以内 (千円) | 5年超10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|---------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 414,307 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 3,608,767 | - | - | - |
| 未収入金 | 626,527 | - | - | - |
| 合計 | 4,649,601 | - | - | - |

金銭債権のうち長期貸付金(11,466,000千円)については、契約上返済期限の定めがないため、上記に含めておりません。

(有価証券関係)

第25期（平成23年3月31日現在）

1. その他有価証券

| 区分 | 取得原価（千円） | 貸借対照表日における 貸借対照表計上額 （千円） | 差額（千円） |
|-----------------------------|----------|--------------------------------|--------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他 | 586,890 | 604,298 | 17,408 |
| 小計 | 586,890 | 604,298 | 17,408 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他 | 1,761 | 1,761 | - |
| 小計 | 1,761 | 1,761 | - |
| 合計 | 588,651 | 606,060 | 17,408 |

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

| 売却額（千円） | 売却益の合計（千円） | 売却損の合計（千円） |
|---------|------------|------------|
| 1,572 | 604 | - |

第26期（平成24年3月31日）

1. その他有価証券

| | 取得原価（千円） | 貸借対照表日における 貸借対照表計上額 （千円） | 差額（千円） |
|-----------------------------|----------|--------------------------------|--------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他 | 887,890 | 987,367 | 99,477 |
| 小計 | 887,890 | 987,367 | 99,477 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他 | 1,761 | 1,761 | - |
| 小計 | 1,761 | 1,761 | - |
| 合計 | 889,651 | 989,129 | 99,477 |

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

| 売却額（千円） | 売却益の合計（千円） | 売却損の合計（千円） |
|---------|------------|------------|
| - | - | - |

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型年金制度・確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

| | 第25期 (平成23年3月31日) | 第26期 (平成24年3月31日) |
|---------------|----------------------|----------------------|
| (1) 退職給付債務 | 4,648,515千円 | 4,879,424千円 |
| (2) 未積立退職給付債務 | 4,648,515千円 | 4,879,424千円 |
| (3) 未認識過去勤務債務 | 27,968千円 | 21,125千円 |
| (4) 退職給付引当金 | 4,676,483千円 | 4,900,549千円 |

3. 退職給付費用に関する事項

| | 第25期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日) | 第26期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) |
|--------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| (1) 勤務費用 | 436,790千円 | 549,814千円 |
| (2) 利息費用 | 21,198千円 | 25,342千円 |
| (3) 数理計算上の差異の費用処理額 | 222,645千円 | 49,210千円 |
| (4) 過去勤務債務の費用処理額 | 6,843千円 | 6,843千円 |
| (5) 退職給付費用の額（注1） | 673,790千円 | 617,523千円 |

（注1）従業員出向に伴う配賦額控除前の数値です。

（注2）上記退職給付費用以外に下記項目を計上しております。

| | 第25期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日) | 第26期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) |
|--------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| (1) 臨時に支払った割増退職金 | 65,742千円 | 200,450千円 |
| (2) 確定拠出年金等の退職給付費用 | 105,760千円 | 103,449千円 |

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率

| 第25期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日) | 第26期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 1.5% | 1.4% |

(3) 過去勤務債務の処理年数

10年

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 第25期 (平成23年3月31日) | 第26期 (平成24年3月31日) |
|------------------|----------------------|----------------------|
| 繰延税金資産 | | (千円) |
| 退職給付引当金損金算入限度超過額 | 1,902,861 | 1,746,450 |
| 賞与引当金 | 1,147,079 | 1,178,886 |
| 未払費用否認 | 577,632 | 497,504 |
| 繰越欠損金 | 375,059 | 293,669 |
| その他 | 213,886 | 75,122 |
| 繰延税金資産小計 | 4,216,519 | 3,791,632 |
| 評価性引当額 | 2,866,519 | 2,593,177 |
| 繰延税金資産計 | 1,350,000 | 1,198,455 |
| 繰延税金負債 | | |
| 其他有価証券評価差額金 | 7,072 | 35,453 |
| 繰延税金負債計 | 7,072 | 35,453 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 第25期 (平成23年3月31日) | 第26期 (平成24年3月31日) |
|--------------------|----------------------|----------------------|
| 法定実効税率 | 40.69 | 40.69 |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 4.69 | 2.82 |
| 評価性引当額 | 40.70 | 17.19 |
| 過年度法人税等 | 1.89 | 2.59 |
| 税率変更差異 | - | 34.55 |
| その他 | 0.19 | 0.07 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 87.77 | 58.20 |

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額が84,539千円減少し(評価性引当額考慮後)、法人税等調整額が84,539千円増加しております。其他有価証券評価差額金が5,023千円増加し、繰延税金負債の金額が5,023千円減少しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で事業用不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）及び第26期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1. サービスごとの情報

(単位：千円)

| | 投資信託の運用 | 投資顧問業 | 合計 |
|-----------|------------|-----------|------------|
| 外部顧客への売上高 | 26,148,690 | 2,631,058 | 28,779,748 |

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

| 日本 | バミューダ | 英国 | 香港 | その他 | 合計 |
|------------|-----------|---------|---------|--------|------------|
| 28,779,748 | 2,792,293 | 400,260 | 161,267 | 52,379 | 32,185,949 |

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 投資信託の名称 | 委託者報酬 | 関連するサービスの種類 |
|------------------------------|-----------|-------------|
| フィデリティ・US リート・ファンドB（為替ヘッジなし） | 6,190,703 | 投資信託の運用 |
| フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド | 5,373,399 | 投資信託の運用 |
| フィデリティ・日本成長株・ファンド | 3,786,003 | 投資信託の運用 |

第26期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

1. サービスごとの情報

(単位：千円)

| | 投資信託の運用 | 投資顧問業 | 合計 |
|-----------|------------|-----------|------------|
| 外部顧客への売上高 | 27,120,569 | 2,084,211 | 29,204,780 |

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 投資信託の名称 | 委託者報酬 | 関連するサービスの種類 |
|------------------------------|-----------|-------------|
| フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド | 7,712,569 | 投資信託の運用 |
| フィデリティ・US リート・ファンドB（為替ヘッジなし） | 7,049,398 | 投資信託の運用 |
| フィデリティ・日本成長株・ファンド | 3,390,798 | 投資信託の運用 |

関連当事者情報

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

| 種類 | 会社等の名称 | 会社等の所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（注2） | 科目 | 期末残高（注2） |
|-----|--|-------------------------------------|---------------------|----------------------------|--------------------|---|---|--|---|--|
| 親会社 | FIL Limited | 英領バ ミュー ダ、ペ ンブ ローク 市 | 千米ドル 2,832 | 投資顧 問業 | 被所有 間接 100 % | 投資顧 問契約 の再委 任等役 員の兼 任 | 金銭の貸付 （注1） 利息の受取 （注1） 委託調査等 報酬 （注3） 共通発生 経費負担額 （注4） 共通発生 経費負担額 （注4） | 千円 850,000 64,476 1,650,000 3,582,376 - | 長期貸付金 未収入金 未収入金 未払金 関係会社 引当金 | 千円 9,270,000 14,892 1,650,000 294,715 298,678 |
| 親会社 | フィデリティ ・ジャ パン・ ホール ディ ング ス株 式有 限公 司 | 東京都 港区 | 千円 4,510,000 | グルー プ会 社経 営管 理 | 被所有 直接 100 % | 当 社 事 業 活 動 の 管 理 等 役 員 の 兼 任 | 金銭の貸付 （注1） 利息の受取 （注1） 共通発生 経費負担額 （注4） 連結法人税の 個別帰属額 | 千円 127,000 270 105,249 - | 長期 貸付金 未収入金 未収入金 未払金 | 千円 127,000 270 2,100 752,009 |
| 親会社 | FIL Asia Holdings Limited | シンガ ポール、 ブル バード 市 | 千米ドル 175,807 | グルー プ会 社経 営管 理 | 被所有 間接 51 % | 営 業 取 引 | 共通発生 経費負担額 （注4） | 千円 1,146,798 | 未払金 | 千円 30,063 |

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

| 属性 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（注2） | 科目 | 期末残高（注2） |
|-------------------------|--------------------------------|-----------|---------------------|-------|----------------|---|-----------------------|-------------------|-----|------------------|
| 同一の 親会社 をもつ 会社 | フィデリティ 証券株 式有 限公 司 | 東京都 港区 | 千円 5,207,500 | 証券業 | なし | 当 社 設 定 投 資 信 託 の 募 集 ・ 販 売 | 共通発生 経費負担額 （注4） | 千円 940,903 | 未払金 | 千円 24,194 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2)取引金額には消費税等を含めておりません、期末残高には消費税等を含めております。

(注3)当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。

(注4)共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

第26期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

| 種類 | 会社等の名称 | 会社等の所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（注2） | 科目 | 期末残高（注2） |
|-----|--|---------------------------------|---------------------|--------------------|--------------------|---|---|---|---|---|
| 親会社 | FIL Limited | 英領バ ミュー ダ、ペン ブロー ク市 | 千米ドル 2,832 | 投資顧 問業 | 被所有 間接 100 % | 投資顧 問契約 の再委 任等役 員の兼 任 | 金銭の返済 （注1） 利息の受取 （注1） 委託調査 等報酬 （注3） 共通発生 経費負担額 （注4） 共通発生 経費負担額 （注4） | 千円 9,270,000 9,786 188,913 4,833,970 - | 長期貸付金 未収入金 未収入金 未払金 関係会社 引当金 | 千円 - - 241,786 503,816 1,017,255 |
| 親会社 | フィデリティ ・ジャパン ・ホールディ ングス株式 会社 | 東京都 港区 | 千円 4,510,000 | グループ 会社経営 管理 | 被所有 直接100 % | 当 社 事 業 活 動 の 管 理 等 役 員 の 兼 任 | 金銭の貸付 （注1） 利息の受取 （注1） 共通発生 経費負担額 （注4） 連結法人 税の個別 帰属額 | 千円 11,339,000 59,510 76,291 - | 長期 貸付金 未収入金 未払金 未払金 | 千円 11,466,000 23,956 7,932 431,573 |
| 親会社 | FIL Asia Holdings Limited | シンガ ポール、 ブルバ ード市 | 千米ドル 176,907 | グループ 会社経営 管理 | 被所有 間接56 % | 営 業 取 引 | 共通発生 経費負担額 （注4） | 千円 984,159 | 未払金 | 千円 5,374 |

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

| 属性 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（注2） | 科目 | 期末残高（注2） |
|-------------|--------------|-------|---------------------|-------|----------------|-------------------------------------|---|----------------------------------|----------------|--------------------------------|
| 同一の親会社をもつ会社 | フィデリティ証券株式会社 | 東京都港区 | 千円 5,207,500 | 証券業 | なし | 当 社 設 定 投 資 信 託 の 募 集・ 販 売 | 共通発生 経費負担額 （注4） 投資信託販 売に係る代 行手数料 （注5） | 千円 935,172 420,578 | 未払金 未払金 | 千円 39,208 27,599 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3)当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。

(注4)共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注5)代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

| | 第25期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日) | 第26期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日) |
|------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 334,633円91銭 | 364,478円20銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 6,599円15銭 | 27,153円51銭 |

(注1)1. なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 株当たり当期純損失金額又は1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 第25期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日) | 第26期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日) |
|------------------|--|--|
| 当期純利益(千円) | 131,983 | 543,070 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益(千円) | 131,983 | 543,070 |
| 期中平均株式数 | 20,000株 | 20,000株 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

| ファンドの運営における役割 | 名称 | 資本金の額 (2011年9月末日現在) | 事業の内容 | |
|-------------------|-------------------------------|---|--|--------------------|
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 | 342,037百万円 (2012年4月1日現在) | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 | |
| (参考情報) 再信託受託会社 | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 51,000百万円 | | |
| 販売会社 | エース証券株式会社 | 8,831百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 | |
| | あかつき証券株式会社 | 2,065百万円 | | |
| | フィデリティ証券株式会社 | 5,207百万円 | | |
| | 岡三証券株式会社 | 5,000百万円 | | |
| | S M B C日興証券株式会社 | 10,000百万円 | | |
| | 三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社 | 8,000百万円 | | |
| | ワイエム証券株式会社 | 1,270百万円 | | |
| | 株式会社東邦銀行 | 23,519百万円 | | 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。 |
| | 株式会社豊和銀行 | 12,495百万円 | | |
| | 株式会社北海道銀行 | 93,524百万円 | | |
| | 株式会社山口銀行 | 10,005百万円 | | |
| 株式会社北九州銀行 | 10,000百万円 (2011年10月末日現在) | | | |
| 運用の委託先 | FIL・インベストメント・マネジメント（香港）・リミテッド | 178,000,000香港ドル (約1,780百万円 [*]) [*] 1香港ドル10.00円で換算 (2011年12月末日現在) | 主として香港においてファンドの運用、調査、販売業務を営んでいます。 | |

独立監査人の中間監査報告書

平成24年6月20日

フィデリティ投信株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・チャイナ・フォーカス・オープンの平成23年11月1日から平成24年4月30日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フィデリティ・チャイナ・フォーカス・オープンの平成24年4月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年11月1日から平成24年4月30日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 . 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月22日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 梅木 典子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。